

第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査結果の概要

(令和3年3月31日時点)

調査の趣旨

- 総務省では、各地方公共団体において第三セクター等の経営健全化に取り組むことを要請しています。特に、「財政的なリスクが一定の要件に該当する第三セクター等」と関係を有する地方公共団体に対しては、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を策定・公表するよう要請（平成30年2月20日付総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知。令和元年7月23日付総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知。以下「経営健全化方針策定通知」という。）しています。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020年度から取組状況を把握・公表する」とされています。

調査結果の概要

○ 経営健全化方針の策定状況

令和元年度決算において経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体（以下「対象団体」という。）295団体のうち、策定済の地方公共団体は280団体（94.9%）、未策定の団体は15団体（5.1%）となっています。

	策定済	未策定	計
団体数	280 団体 (94.9%)	15 団体 (5.1%)	295 団体 (100.0%)

※ 策定済団体には、「会社の解散・清算を行った」等策定の必要が無い地方公共団体も含む。

※ 令和3年6月1日時点となっている。

○ 経営健全化方針に基づく取組状況

平成29年度決算において対象団体となった279団体のうち、令和2年度決算における経営健全化方針の策定要件に係る数値が改善している地方公共団体は185団体（令和元年度決算時の調査より11団体の増）となっています。

	改善	悪化	計
団体数	185 団体 (66.3%)	94 団体 (33.7%)	279 団体 (100.0%)
(参考) 前回調査	174 団体 (62.4%)	105 団体 (37.6%)	279 団体 (100%)

※ 改善団体には、「会社の解散・清算を行った」等策定の必要が無い地方公共団体も含む。

※ 前回調査とは、令和2年度に実施した「第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査」のことを指す。